

各居宅サービス担当者様

うえるびーいんど

平成28年 10月15日

第315号

ウェルビーイング (well-being) 身体的にも精神的にも社会的にも良好に「その人にとってより良く生きていく」ということを意味する言葉です。
この紙面において、医療・介護に関する情報を
お伝えしていければと思っています。



要介護者の「地域支援事業」への移行は見送りへ

来年の介護保険法の改正に向けた議論を行っている社会保障審議会の介護保険部会が12日に行われ、厚生労働省は、訪問介護とデイサービスの給付の縮小を見送る方針を固めました。

訪問介護とデイサービスをめぐっては、市町村が人員・設備の基準などを柔軟に決められる「地域支援事業」の枠組みに切り替える見直しが、要支援1、2を対象に昨年度からスタートしています。

財務省は昨年6月、次の法改正を見据えて要介護1、2も「地域支援事業」に加えるよう提言。さらに、訪問介護の生活援助は原則として自費で賄ってもらうようにすべきと要請しており、これを受けた政府も、昨年度の「骨太の方針」に議論を深めていく意思を書き込んでいました。

厚生労働省は、当面の「地域支援事業」の状況を把握・検証し、要支援者の移行によって生じた課題を洗い出す取り組みを先に行った上で要介護1、2も「地域支援事業」に移行するかどうか検討を行う方針を示しました。

また、利用者の自己負担について、一定以上の所得がある人（高齢者の約20%）は2割、それ以外は1割とされていますが、財務省は、介護の必要度が比較的軽い人たちの負担を重くするように要介護度別に自己負担額を設ける案も示していました。

これについても、「要介護度が改善したのに自己負担が下がらないのでは、自立支援や重度化予防につながらない」「要介護1、2の人は要介護度も変化しやすく現場が混乱する」といった反対意見が多く挙がったため、引き続き協議を行うこととなっています。

一方で、2018年度の介護報酬改定において、深刻な人手不足や費用の膨張に対応する観点から、人員基準を緩和して報酬を引き下げる案なども浮上しており、次期改定に向けて今後の議論の焦点がそちらへと移っていくことになりそうです。

通所リハビリから訪問診療まで
在宅サービスのことは、何でもご相談下さい。
在宅で生活していく皆さんを応援します！



春日部厚生クリニック

TEL 754-4313
介護連携室 根岸